

福岡県における通信制高校の現状について

1 現状

(1) 通信制高校（通信制課程の併置を含む）の拡大と多様化

- 自分のペースで学ぶことができるという特長から、スポーツや文化活動等に力を入れている生徒や不登校・中途退学経験者など、多様な入学動機を持つ生徒に対して教育機会を提供しており、学校数・生徒数は急増。

- 本県の私立高校（全日制）では、入学するも不登校などで転学や退学する生徒のセーフティーネットとして、通信制課程を併置する高校が増加。

※ 本県に本校がある通信制高校数と生徒数

平成27年5月 6校(広域4校、狭域2校) 3,462人(他県生徒を含む)

広域3校は、私立高校の通信制課程併置(左記の内、1校は平成29年に通信制廃止)

↓

令和7年5月 11校(広域3校、狭域8校) 5,382人(他県生徒を含む)

広域2校と狭域7校は、私立高校の通信制課程併置(令和8年度狭域3校追加予定)

※ 通信制高校の教育区域

広域 3都道府県以上

狭域 実施校所在県+隣接1県

(2) 他県が所轄する本県内の通信教育連携協力施設の増加

- 所轄する県の圏域を越えて通信教育連携協力施設(以下「連携協力施設」という。)を全国に設けて教育活動を行う学校が急増。

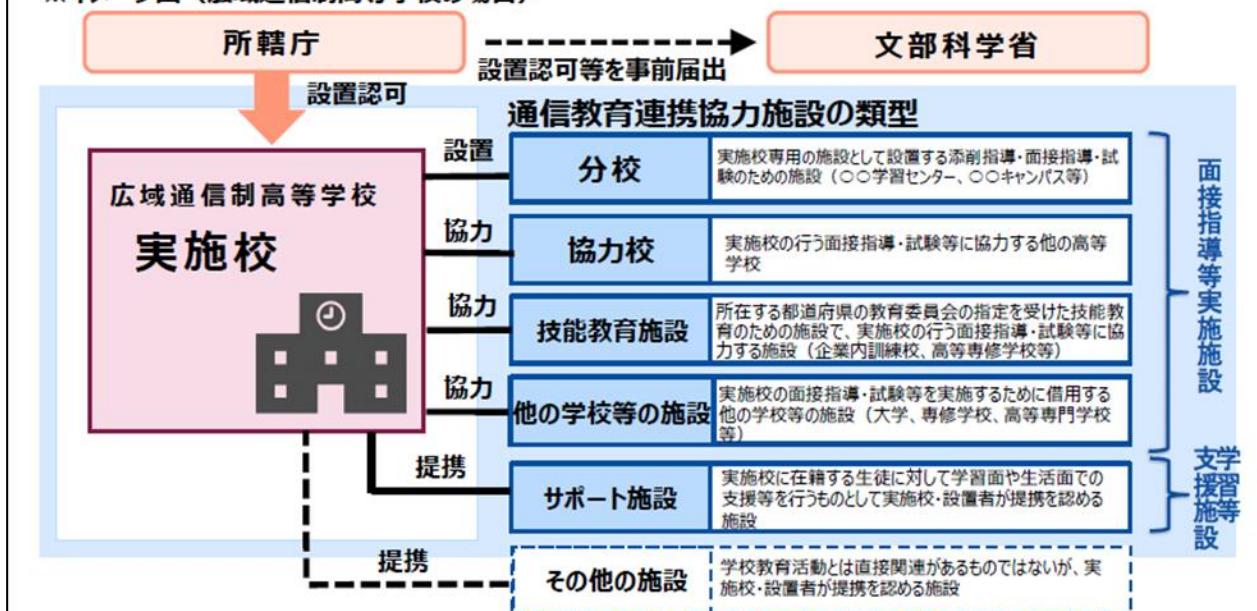
※ 本県内にある本県所轄外の連携協力施設

令和3年3月 95校 → 令和7年5月 文部科学省で調査中

(参考) 通信教育連携協力施設の類型

- 通信制高等学校は、地理的・時間的制約を超えて展開できる通信教育の特性を踏まえ、実施校のほかに、分校、協力校、指定技能教育施設、他の学校等の施設、サポート施設等を展開して、通信教育の活動拠点を広域に設けている実態がある。こうした実施校以外に展開される施設について、その全体は「サテライト施設」として総称される。
- 文部科学省は令和3年3月の制度改正においてサテライト施設を「通信教育連携協力施設」として、法的位置づけを明確化。(高等学校通信教育規定を改正)

※イメージ図(広域通信制高等学校の場合)



2 課題

(1) 教育の質の確保と運営の適正化

- 一部の通信制高校で生徒募集や入学者選抜が県内の全日制高校に先駆けて行われ、その結果、進路が決定した生徒の意欲減退など、中学校における教育活動に支障。
- 一部の連携協力施設においては、実習機会の提供が不足、教員免許状を持たない者による面接指導実施等の実態あり。

(2) 連携協力施設に対する指導の限界

- 通信制高校は、多様な学びの場を提供しているが、一方で県域を越えて連携協力施設を設置しているため、学校を指導監督する都道府県がすべての教育活動を把握し、適切に指導することが困難。
- 他県が所轄する通信制高校の連携協力施設に対して、連携協力施設が所在する都道府県には指導監督の権限がないため、施設の教育内容を把握が困難。

3 今後の対応方針

(1) 県が認可した通信制高校の調査【短期的な取組】

- 文部科学省が行う高等学校の進路状況や転退学の状況調査は、通信制高校を対象外としていることから、通信制高校卒業後の進路状況を把握できていない。
- 本県所轄の通信制高校については、全日制高校と同様の調査を独自に行うこととし、必要に応じて、教育の質の確保に向けた取組を求めていく。

(2) 国への通信制課程の在り方の見直しの要望【長期的な取組】

- 高等学校教育として相応しい質を確保するため、国が中心となって全国に広がる通信制高等学校に対し適切に指導監督を行うことができる仕組みの構築が必要。
- 広域通信制高等学校が設ける連携協力施設について、生徒募集の状況や生徒の転退学、卒業後の進路等を含めた施設ごとの教育活動等の状況を、国が一元的に把握し、公表することが必要。
- このため、本県からの国への要望や関係団体（全国私立学校審議会連合会）を通じた要望を行う。

※ 全国私立学校審議会連合会

- ・設立：1950年（昭和25年）10月
- ・目的：各都道府県の私立学校審議会の連携を強化し、私学教育の振興と健全な発展を図ること
- ・会員：全国47都道府県の私立学校審議会
- ・主な活動：私立学校審議会の運営や制度に関する研究協議、所轄庁への請願・建議等